

令和7年度国民年金システム標準化ワーキングチーム
(第1回) 議事概要

日時：令和7年5月15日(木) 10:00～12:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

【構成員】

中川 健治(座長)	株式会社ECO経営企画室 代表取締役
立石 亨	公共システム政策研究所 代表
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
門馬 広剛	江戸川区 健康部医療保険年金課国民年金係 係長
秦野 智史	松戸市 健康医療部国保年金課 主幹
杉下 公祥	豊川市 健康部保険年金課 係長
古川 弘幸	筑紫野市 国保年金課 主査

【オブザーバー】

樋口 明雄	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ参事役
安藤 吾朗	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
帳山 昌一	日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
松浦 洋平	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 開催要綱
 - (2) 令和7年度研究会の進め方
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

○ 国民年金システムの標準化について、市区町村とシステム開発ベンダーを構成員として、日本年金機構等の関係者をオブザーバーとして参加する研究会にて検討を重ね、令和4年10月に標準仕様書を公表した。その後さらに検討を重ね、令和7年1月には、標準仕様書1.3版を公表した。令和7年度は、市区町村構成員として新たに松戸市、豊川市、筑紫野市に参加していただくことになった。上期の研究会では、令和8年10月に施行される育児期間における保険料免除措置制度に関する機能を取り込んだ標準仕様書の公表を8月に予定している。研究会の議論や意見照会の実施等、標準仕様書の公表まであまり余裕のないスケジュールになっているが、構成員及びオブザーバーと連携し、標準仕様書を作成、公表していきたい。下期では、令和8年度以降の業務効率化に向けた検討を行う予定だが、上期に各検討事項に関するヒアリングの実施を予定しているので、ご協力賜りたい。(オブザーバー)

○ 本日はワーキングチームであるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうち自治体の皆様に加えオブザーバーが出席対象となっている。(事務局)

2. 議事

(1) 開催要綱

○自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体については、同一事業者のシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なることから、LGWAN等の共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・自治体等の負担に繋がっている。また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要がある。こうした状況を踏まえ、自治体行政のデジタル化に向け、国民年金事務に係る自治体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、具体的な検討を行うことを目的として、「令和7年度国民年金システム標準化研究会」を開催することとする。(事務局)

○開催要綱について、ご意見等があればお願いしたい。(事務局)

○特になし。(構成員)

○それでは議事「(1) 開催要綱」を終了し「(2) 令和7年度の進め方」に移行する。(事務局)

(2) 令和7年度研究会の進め方

○令和7年度研究会の進め方についてご説明する。「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、地方公共団体や事業者の意見を反映させるための検討会として本年度も研究会を立

ち上げる。本研究会では、標準化の範囲や仕様の精度を高めるための議論を進めるとともに、研究会を合意形成の場として親会とし、議論及び検討の場としてワーキングチームとベンダー分科会を設けている。（事務局）

○本研究会で討議・確認する取り組み対象は、標準準拠システムへの移行期限が迫っていることに鑑み、法令・制度改正への対応を1件、令和8年度以降の業務効率化に向けた事項を5件、計6件について討議および報告を実施する。法令・制度改正への対応の議題案は、「育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定」であり、討議を実施する。令和8年度以降の業務効率化に向けた事項の議題案は、「「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）」「出入国在留管理庁とのデータ連携の実現（国籍変更報告等）に向けた検討」「標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法」「「書かない窓口」の実現に向けた検討」「交付金事務」の業務改善等に係る検討」であり、「「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）」のみを討議とし、その他議題案は報告を実施する。（事務局）

○本研究会の現時点でのスケジュールは、標準仕様書の改定は8月末に実施するが、1月末の改定と正誤表の作成は実施しない予定としている。今後対応する必要性が発生した場合は改めて相談する。（事務局）

○次に8月末の標準仕様書改定対象についてご説明する。令和7年度8月末に向けた標準仕様書の改定対象は、法令・制度改正への対応、令和6年度からの申し送り事項、標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化の3点に分類している。法令・制度改正への対応では、育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定を進めており、対象数は13件である。令和6年度からの申し送り事項では、令和6年度の改定不備の対応、誤植対応及び令和6年度決定事項の反映を進めており、対象数は3件である。標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化では、類似する機能要件の記載方法の統一を進めており、対象数は1件である。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象について、ご説明する。法令・制度改正への対応による改定対象は、ツリー図、業務フロー、機能・帳票要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトに区分される。（事務局）

○続いて、個別の法令・制度改正への対応による改定対象について説明する。法令・制度改正への対応による改定対象 No. 1 について、「ツリー図」の「No. 2 免除」に新規業務フロー「2.5. 育児免除申請書受理・審査」の項目を新規追加している。概要としては、「住民からの申請により、育児免除申請書を受理・審査し、登録し、機構へ送付する。機構からの「国民年金保険料育児免除該当通知書発行一覧表」又は「国民年金保険料育児免除終了通知書発行一覧表」から結果の登録を行う。」と記載している。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 2 について、育児期間保険料免除措置の創設に伴い、既存の業務フロー（2.4. 産前産後申請書受理・審査）に新規帳票名を追加している。育児期間保険料免除だけではなく、産前産後免除についても併せて申請できるようにしているが、注意書きのとおり、あくまでも産前産後免除の届出を行う場合に限るものとなっている。また、改定案の見方として、青字は新規で追加されているものを表しており、取り消し線がある箇所は削除を表現している。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 3 について、既存の業務フロー（5.1. 年金機構への報告・送付）の報告対象に新規帳票名を追加している。具体的には、報告対象として、産前産後免除該当届/育児免除該当・終了届を追加している。また、送付対象に帳票レイアウトに規定のない帳票が残存していたため、今般の業務フロー図の修正に伴い、「国民年金保険料免除・

納付猶予取消申請書」、「国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届」については図から削除している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 4 について、「育児免除申請書受理・審査」の業務フローを新規追加している。業務の流れは基本的に産前産後免除と変わらない。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 5 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として育児免除に係る登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。注意書きのとおり、新規追加する育児免除機能は、既存の産前産後免除の機能要件を参考に作成している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 6 について、機能要件に関する改定案であり、標準オプション機能として育児免除に係る登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 7 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として育児免除に係る履歴の登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 8 について、機能要件に関する改定案であり、標準オプション機能として育児免除に係る履歴の登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 9 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として国民年金保険料育児免除該当通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できる機能を新規追加している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 10 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として国民年金保険料育児免除終了通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できる機能を新規追加している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 11 について、機能要件に関する改定案であり、標準オプション機能として育児免除申請に対応して、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できる機能の新規追加及び類似の機能について、同様の機能要件となるよう表記を統一している。中項目に、2.5 育児免除申請書受理・審査を追加しており、機能要件を指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できることとしている。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 12 について、帳票詳細要件に関する改定案であり、育児免除申請をする新規帳票レイアウトに対応した帳票詳細を新規追加している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 13 について、育児免除申請に対応した新規帳票レイアウトを新規追加している。(事務局)

○制度改正への対応による改定対象について、ご意見等あればお願いしたい。(事務局)

○育児免除に関する情報が足りていないため、制度面について確認したい。育児免除の新規帳票が追加されるが、従来の産前産後免除で用いる帳票では一項目として産前産後免除の届出をする項目があり、その用紙を用いて産前もしくは産後に手続きができるようになっている。従来の帳票に加え新規の帳票を用意してあるが、事前に産前産後免除を手続きする方は、併せて育児免除の手続きができるのか。もしくは、産後に改めて育児免除の手続きが必要なのか。また、産前産後免除の申請の報告は、紙媒体でも可能だが、実際は電子媒体による報告を実施している。報告後、日本年金機構が処理した結果に関しても電子媒体で受理しているが、育児免除の案では紙媒体となっている。産前産後免除と合致しておらず、育児免除の事務処理が不明なので、ご説明

いただきたい。（構成員）

○1点目のご質問について、産前産後免除は産前でも産後でも申請可能である。育児免除は、実母の場合は産前産後免除と同時に申請が可能であり、産前産後免除は既存帳票と新規帳票どちらでの申請も可能としている。実父及び養父母の場合は、新規帳票で育児免除を申請する。また、育児免除について、現時点では事務処理基準や帳票を検討中となっているため、育児期間保険料免除措置に関して公表されている情報が少ない。一方で、標準仕様書は制度改正の施行1年前までに反映する必要があるため、改定に向けて案としてご提示させていただいている。そのため、不明点等は個別に会話させていただきたい。（事務局）

○育児期間保険料免除措置について、従来の帳票を使用するケースや新規帳票を使うケースをもう少し詳細に示すことで、標準仕様書の改定案に対して構成員がより意見を出しやすくなる。（構成員）

○育児期間保険料免除措置の概要及び2点目のご質問でいただいた媒体の種類については、ワーキングチーム後に案という形で共有させていただく。（事務局）

○承知した。育児免除は電子媒体で報告するのか紙媒体で報告するのかで仕様書の要件は変わってくる認識である。紙媒体であれば、免除申請の機能管理項目に近いもの、電子媒体であれば産前産後免除の機能管理項目に近いものになると考えている。また、新しい帳票様式について、育児期間保険料免除措置の申請を行う被保険者は、実母、実父又は養父母となるが、被保険者の性別を記載する欄がない。被保険者の性別によっても育児免除期間が異なるため、性別の欄を設けていただく必要があると考えている。（構成員）

○被保険者の性別欄のご指摘については、修正の必要性含め検討させていただく。（事務局）

○国民年金被保険者関係届書から、産前産後免除申請を削除する等の変更はあるのか。（構成員）

○変更しない想定であり、既存の帳票を利用して産前産後免除を申請することが可能となる。また、新しい帳票を利用して産前産後免除だけの申請も可能である。（事務局）

○方針については理解した。今後、意見照会を実施するとのことだが、育児期間保険料免除措置について、より詳しく制度の内容について示さないと、各自治体が意見を出しづらいと考える。（構成員）

○承知した。対応方針については事務局で検討する。（事務局）

○帳票詳細要件と新規帳票レイアウトについて、国籍や外国人の通称名など性別以外にも整合が取れていない項目がある。国籍や外国人の通称名は、従来の被保険者関係届にある項目なので、新規帳票レイアウトを修正いただきたい。また、事務手続きを実施する側から考えると、既存の様式より産前産後免除の項目を抜いたほうが、負担が減ると考える。（構成員）

○1点目の帳票詳細要件と新規帳票レイアウトについては、再度すべての項目を確認し、整合が取れるように修正する。2点目について、市町村の負荷を考えると既存の様式より産前産後免除の項目を抜くという案も考えられる。一方で、令和7年度末までの標準準拠システムの移行を踏まえると、ベンダーへの負荷が高くなる可能性がある。ベンダーへの負荷も踏まえ、既存の様式より産前産後の項目を抜いたほうがよいという場合は、令和8年度以降の改定として対応を検討したい。（事務局）

○法令・制度改正への対応による改定対象一覧について、No. 11 に関しても標準オプション機能か実装必須機能か実装区分を記載いただきたい。（構成員）

○承知した。対応する。（事務局）

○育児免除の申請は、従来の様式に追加するのではなく、新様式を作成するのは決定事項なのか。（構成員）

○ご認識のとおりである。（事務局）

○産前産後免除は、出産予定日で申請ができるが、出産日が予定日と変わった場合は、その後の育児免除の対象期間が変更になるが、どのように対応するのか。（構成員）

○育児免除の届出に関しては、子供が出生してからの手続きとなるので、予定日に影響されないと想定している。（事務局）

○産前産後免除の期間と育児免除の期間で間が空いてしまう可能性もあるということか。（構成員）

○育児免除の条文を確認する限り、実母は出産予定日と出産日が変わった場合でも、産前産後免除の期間から続けて育児免除期間が始まると理解している。（構成員）

○事務局にて再度確認し回答させていただく。（事務局）

○続いて、令和6年度からの申し送り事項による改定対象について説明する。令和6年度からの申し送り事項による改定対象は、機能・帳票要件、帳票詳細要件に区分している。機能・帳票要件の改定対象事項数は、「機能 ID：0260480 において、1.3 版改定時に「要件の考え方・理由」の記載を誤って削除したため、次回改定時に修正する。また、元の記載自体にも誤字があるため修正する。」が1件、「機能 ID：0260336 における誤字を修正する。」が1件となっている。帳票詳細要件の改定対象事項数は、「外国人の氏名入力の際、ローマ字以外に漢字登録のある場合の出力条件を見直す。」が7件となっている。また、機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化による改定は、機能・帳票要件を対象としている。機能・帳票要件の改定対象事項数は、「異動に係る情報を一覧で確認する機能における要件の表記を統一する。」が14件、「機能 ID：0260317 から、電子媒体に関する記載を削除する。」が1件となっている。（事務局）

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象 No. 1 について、機能要件に関する改定案であり、機能 ID：0260480 において、1.3 版改定時に「要件の考え方・理由」の記載を誤って削除したため、次回改定時に修正する。また、元の記載自体にも誤字があるため修正する。（事務局）

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象 No. 2 について、機能要件に関する改定案であり、機能 ID：0260336 において誤字があったため、「日本年金機構に所得情報を提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者の所得情報も含めて取り込めること」に修正する。（事務局）

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象 No. 3 について、帳票詳細要件に関する改定案であり、外国人がローマ字氏名と漢字氏名を有する場合の氏名欄への出力条件について、漢字氏名を優先して出力するよう見直しを行っている。（事務局）

○機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化 No. 1 について、機能要件に関する改定案であり、異動に係る情報を一覧で確認する機能における要件の表記が統一されていなかったため、修正する。（事務局）

○機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化 No. 2 について、機能要件に関する改定案であり、機能 ID：0260317 において、機能要件から「※電子媒体での取り込みもできること」を削除し、要件の考え方・理由の「電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠していること」を削除している。（事務局）

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象及び機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化について、ご意見等あればお願いしたい。（事務局）

○機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化 No. 2 について、「電子媒体での取り込みもできること」が削除されているが、「国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表」は紙媒体で存在するのか。また、当該機能を削除する理由について説明していただきたい。（構成員）

○「国民年金処理結果一覧表」は電子媒体で取り扱っているが、「国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表」は電子媒体には対応しておらず紙媒体での取り扱いのみとなっているため、当該機能を削除している。(オブザーバー)

○通常の免除申請や学生納付特例申請等は、これまでも電子媒体で取り扱っており、通知書発行一覧表や処理結果一覧表も電子媒体に収録されている認識である。ただし、産前産後免除の場合は「国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表」を電子媒体で受け取ったことがないため、育児免除についても同様に電子媒体の中には入れないという理解で正しいか。(構成員)

○入れない予定である。(オブザーバー)

○承知した。なお、「国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表」の管理項目として出産年月日や予定年月日がないため、日本年金機構への確認や申請者本人から提出された原本等を確認しないと処理ができない。そのため、出産年月日や予定年月日の管理項目の追加を検討いただきたい。(構成員)

○承知した。いただいたご意見をもとに事務局にて検討させていただく。(事務局)

○8月末の改定対象一覧の No. 3「標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」について、対象数が1件ではなく、2件ではないか。(構成員)

○おっしゃるとおり、1件でなく、2件が正しいため修正させていただく。(事務局)

○従来は、標準仕様書の改定と誤字修正は2つに分けて実施していたが、今回は標準仕様書の改定時にまとめて実施するのか。(構成員)

○ご認識のとおりである。本来は正誤表を使用し、誤字修正を実施していたが、標準化移行期限が迫っていることもあり、なるべく早めに公表したいため、まとめて実施することになった。(事務局)

○今年度より新規に研究会に参加する自治体がいるため、標準仕様書の改定と誤字修正の概要について提示した方が良いと考える。(構成員)

○承知した。(事務局)

○「機能 ID : 0260317 から、電子媒体に関する記載を削除する。」について、機能要件「※電子媒体での取り込みもできること」は、市区町村からの送付ではなく、市区町村が受領することを行っている認識でよいか。(構成員)

○ご認識のとおりである。(事務局)

○定例的に市区町村より送付している届出書は電子媒体でも構わないのか。(構成員)

○ご認識のとおりである。(事務局)

○続いて、令和8年度業務効率化に向けた構成員へのヒアリングについて、説明する。令和8年度業務効率化は下期にて、本格的に検討する予定である。それに先立ち、上期では各検討テーマについて、構成員へヒアリングさせていただき、8月の第2回研究会にてヒアリング回答の取りまとめ結果を報告させていただく。(事務局)

○ヒアリングの対象について、具体的に説明する。No. 2「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)」について、想定しているヒアリング項目は「障害基礎年金 相談シートの活用状況」、「障害基礎年金 相談事跡管理の方法」、「障害基礎年金 システム対応の要否(メモ機能拡充、管理項目の追加等)」、「その他シートの活用状況」である。(事務局)

○No. 4「標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法」について、想定しているヒアリング項目は、「現行システムでの確認状況、確認方法(税務システムとの連携有無)」、「標準化後の確認方法」である。(事務局)

○No. 5「書かない窓口」の実現に向けた検討」について、想定しているヒアリング項目は、「書

かない窓口」の取り組み内容（実施状況、実施内容）」である。（事務局）

○No. 6 「「交付金事務」の業務改善等に係る検討」について、想定しているヒアリング項目は、「交付金事務の作業方法」、「交付金事務作業上の負担」、「交付金事務の改善要望」である。（事務局）

○令和8年度業務効率化に向けたヒアリングの進め方について説明する。STEP 1 として、事務局にて各ヒアリング対象に対して、現行業務及び事務の把握、ヒアリング項目の整理、ヒアリングの実施を進める。STEP 2 として、ヒアリング結果の取りまとめと分析を進める。STEP 3 として、8月の第2回研究会にて、取りまとめたヒアリング結果の報告と可能な範囲での議論を実施する。下期である STEP 4 では、ヒアリング結果と構成員からいただいた意見を踏まえ、令和8年度業務効率化に向けた標準仕様書改定の方針を議論する。（事務局）

○続いて、8月末改定に向けたスケジュールについて説明する。第1回ワーキングチーム及び第1回ベンダー分科会では、8月末の標準仕様書改定対応と改定内容の確認を実施し、6月3日に予定している第1回研究会では、意見照会の進め方及び照会内容について確認、議論を実施する。その後、6月中旬から7月上旬にかけて意見照会を実施し、8月上旬開催予定の第2回研究会で、意見照会の内容を踏まえた標準仕様書の改定内容の確認を実施する。（事務局）

○令和8年度業務効率化に向けた構成員へのヒアリング及び8月末改定に向けたスケジュールについて、ご意見等あればお願いしたい。（事務局）

○昨年度3月実施の第3回研究会にて、制度改正が令和8年10月である一方で、デジタル庁の基本方針により標準仕様書の改定は制度改正1年前までの1月末または8月末であるため、スケジュールが厳しいという話があったが、デジタル庁の基本方針に基づき、8月末に標準仕様書の改定を実施することになったのか。（構成員）

○ご認識のとおりである。基本的には新しい制度が施行される1年前までに標準仕様書に反映する必要があり、デジタル庁の基本方針として1月末もしくは8月末の2回、いずれかのタイミングで改定しなければならない。そのため、育児期間保険料免除措置の制度に関しては、今年度8月末に反映した標準仕様書を改定するスケジュールとしている。（事務局）

○第1回ワーキングチーム全体をとおして、ご意見等あればお願いしたい。（事務局）

○今年1月時点で、多くの自治体で国民年金システムが特定移行支援の対象となっているが、ベンダー分科会で意見等出ているのか。（構成員）

○今年度初回のベンダー分科会が次週5月19日（月）を予定しているため、現時点ではご意見等を特段いただいていない。（事務局）

○今後この件について新たな情報があれば、共有いただきたい。（構成員）

○承知した。（事務局）

○育児期間保険料免除措置の制度に関する事務処理等について、事務局より案を示すとのことだったが、標準仕様書改定までにワーキングチームの開催は予定されていないが、研究会等で検討するということか。（構成員）

○ご認識のとおりである。一方で、確認事項等があれば個別に対応させていただきたい。（事務局）

3. 閉会

○数点ご案内させていただく。1つ目、本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2つ目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3つ目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得る

が引き続き協力いただきたい。(事務局)

以上